

2022年11月8日

各 位

会社名 株式会社プレイド

代表者名 代表取締役 CEO 倉橋 健太

(コード番号:4165 東証グロース)

問合せ先 執行役員 CFO 武藤 健太郎

(TEL. 050-5434-8563)

執行役員及び従業員に対する譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として新株式発行(以下「本新株発行」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2022年12月19日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 448,674 株
(3) 発行価額	1株につき705円(注1)
(4) 発行総額	316, 315, 170 円 (注 2)
(5) 割当予定先	執行役員 8名 315,692株
	従業員 38 名 132, 982 株

- (注1) 発行価額は、本新株発行に係る会社法上の払込金額であり、2022年11月7日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である705円を基準として算出した見込額です。実際の発行価額は①2022年11月7日(取締役会決議日の前営業日)の終値である705円及び②2022年11月9日から2022年11月16日までの各取引日の終値の平均値(終値のない日数を除き、1円未満の端数は切り上げます。)のうち、より高い金額とし、2022年11月16日に決定されます。
- (注 2) 発行総額は、本新株発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、2022 年 11 月 7 日の東京 証券取引所における当社の普通株式の終値である 705 円を基準として算出した見込額です。 実際の発行総額は、上記(注 1) に記載の方法により 2022 年 11 月 16 日に決定されます。

2. 発行の目的及び理由

当社は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の執行役員8名及び従業員38名(以下「対象従業員」といいます。)に対して金銭債権の現物出資と引き換えに、本新株発行として当社の普通株式448,674株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することを決議いたしました。これは、対象従業員の職位に応じ、対象従業員1名につきそれぞれ当社株式を1,276株から212,834株までの範囲で株式を付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間は下記「譲渡制限付株式割当契約」に記載のとおり本割当株式を概ね5分割し、約1年、約1年6か月、約2年、約2年6か月、3年と設定いたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本新株発行により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本新株発行に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、①本割当株式の 3 分の 1 に相当する本割当株式(単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式 A」という。)につき、2022年12月19日(払込期日)から 2023年12月31日までの間(以下「譲渡制限期間 A」という。)、②本割当株式 A を除く本割当株式の 4 分の 1 に相当する数の本割当株式(単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式 B」という。)につき、2022年12月19日(払込期日)から 2024年6月30日までの間(以下「譲渡制限期間 B」という。)、③本割当株式 A 及び本割当株式 B を除く本割当株式の 3 分の 1 に相当する数の本割当株式(単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式 C」という。)につき、2022年12月19日(払込期日)から 2024年12月31日までの間(以下「譲渡制限期間 C」という。)、④本割当株式 A ないし本割当株式 C を除く本割当株式の 2 分の 1 に相当する数の本割当株式(単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式の 2 分の 1 に相当する数の本割当株式(単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式 D」という。)につき、2022年12月19日(払込期日)から 2025年6月30日までの間(以下「譲渡制限期間 D」という。)、⑤残りの本割当株式(以下「本割当株式 E」という。)につき、2022年12月19日(払込期日)から 2025年12月19日(払込期日)から 2025年12月19日までの間(以下「譲渡制限期間 E」といい、譲渡制限期間 A ないし譲渡制限期間 E を総称して又は個別に以下「譲渡制限期間」という。)、それぞれ、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

- ① 対象従業員が、譲渡制限期間 A 中、継続して、当社の執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間 A が満了した時点において、本割当株式 A の全部につき、譲渡制限を解除する。
- ② 対象従業員が、譲渡制限期間 B 中、継続して、当社の執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間 B が満了した時点において、本割当株式 B の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間 B 中に雇用期間満了(ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了)、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の執行役員及び従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限期間 A の満了日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数(譲渡制限期間 A 中に当該地位を喪失した場合には当該月数はゼロとなる。)を 6 で除した数に、本割当株式 B の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式 B につき、譲渡制限を解除する。
- ③ 対象従業員が、譲渡制限期間 C 中、継続して、当社の執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間 C が満了した時点において、本割当株式 C の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間 C 中に雇用期間満了(ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了)、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の執行役員及び従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限期間 B の満了日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数(譲渡制限期間 B 中に当該地位を喪失した場合には当該月数はゼロとなる。)を 6 で除した数に、本割当株式 C の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式 C につき、譲渡制限を解除する。
- ④ 対象従業員が、譲渡制限期間 D 中、継続して、当社の執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間 D が満了した時点において、本割当株式 D の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間 D 中に雇用期間満了(ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了)、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の執行役員及び従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限期間 C の満了日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数(譲渡制限期間 C 中に当該地位を喪失した場合には当該月数はゼロとなる。)を 6 で除した数に、本割当株式 D の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式 D につき、譲渡制限を解除する。
- ⑤ 対象従業員が、譲渡制限期間 E 中、継続して、当社の執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間 E が満了した時点において、本割当株式 E の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間 E 中に雇用期間満了(ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了)、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の執行役員及び従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限期間 D の満了日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数(譲渡制限期間 D 中に当該地位を喪失した場合には当該月数はゼロとなる。)を 6 で除した数に、本割当株式 E

の数を乗じた数 (ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。) の本割当株式 E につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間 E が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が当社の執行役員及び従業員の地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式(当社取締役会が正当と認める理由により当社の執行役員及び従業員の地位を喪失した場合に譲渡制限が解除される本割当株式を除く。)を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間 E 中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約 又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等 に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された 場合には、取締役会の決議により、組織再編等の承認日において譲渡制限が解除されていない本 割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制 限を解除する。ただし、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時が 2023 年 12 月 31 日以前の日 であるときは、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、本割当株式の全てにつき、当社は当 然に無償で取得する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、①2022 年 11 月 7 日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 705 円及び②2022 年 11 月 9 日から 2022 年 11 月 16 日までの各取引日の終値の平均値(終値のない日数を除き、1 円未満の端数は切り上げます。)のうち、より高い金額とします(注)。当該払込金額の算出方法によれば、払込金額は本新株発行に係る取締役会決議日直前の市場株価と同じ金額又は当該市場株価よりも高い金額となることから、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

(注)上記「1. 発行の概要(注1)」に記載の方法に従い、2022年11月16日に決定されます。

以 上